



NAO Letter

NAO 税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

11日・山の日

- 国 税／7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税／6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税／12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税／9月、12月、3月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) 8月31日
- 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税／個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税／個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	.	.

ワン
ポイント

国税庁適格請求書発行事業者公表サイト 受領したインボイスに記載された「登録番号」が取引時点で有効なものかどうかは、国税庁適格請求書発行事業者公表サイトで確認できます。登録番号で検索すると、法人や個人事業者の主たる屋号・登録・取消・失効年月日、事務所の所在地などが確認でき、データのダウンロードも可能です。



インボイス制度 の疑問点

～実務上の対応を
Q&A形式で確認～

インボイス制度については、令和5年度税制改正により「2割特例」制度なども創設されましたが、いよいよ10月1日の開始時期が近づいています。

そこで今回は、実務上、疑問が生じやすい事項について、Q&A方式により確認していきます。

1 2割特例の適用

Q 免税事業者がインボイスを発行事業者になった場合でなければ、2割特例の適用を受けることはできませんか。

A 免税事業者がインボイスを発行事業者となる場合には、経過措置として納税額を売上税額の2割にできる2割特例が設けられています。

この2割特例は、課税事業者がインボイスを発行事業者となった場合であっても、その発行事業者となった課税期間の翌課税期間以後の課税期間について、基準期間の課税売上高が1000万円以下の場合には原則として、2割特例の適用を受けることができます。

Q 令和4年中にインボイスの登録申請書とともに消費税課税事業者選択届出書を提出した場合であっても、令和5年10月1日から2割特例の適用を受けることはできますか。

A 2割特例は、インボイスを発行事業者の令和5年10月1日から8年9月30日までの日の属する各課税期間において適用でき、令和5年9月30日以前の期間を含む課税期間の申告については、適用を受けることはできません。ただし、その課税期間中に消費税課税事業者選択不適用届出書を提出することにより、選択届出の効力を失効させることができます。

この場合は、インボイス登録の日から課税事業者となり、2割特例の適用を受けることが可能です。

2 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）

Q 少額特例における税込1万円未満の判定について、例えば、7000円と8000円の商品を同時に購入した場合、対象として問題ないですか。

A 少額（税込1万円未満）の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる少額特例制度があります。基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5000万円以下の事業者が、適用対象者となります。

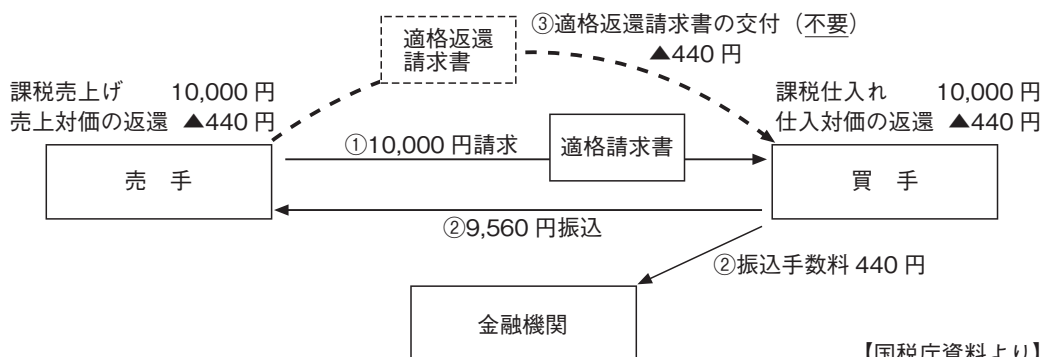
少額特例の判定単位は、課税仕入れに係る一商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の合計額により判定することとなります。今回のケースは合計15000円の取引となるため、対象とはなりません。

3 少額な返還インボイスの交付義務免除の特例

Q 売上代金が振り込まれる際に、売手側が振込手数料相当額を負担する場合、どのような処理を行えばよいですか。

A インボイスを発行事業者が行った商品の販売等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます。例えば、売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理を行う場合には、通常、その振込手数料相当額は1万円未満となりますので、売上値引きに係る返還インボイスの交付義務が免除されます（次頁左上図参照）。

Q 売手側が負担する振込手数料相当額を、会計上は支払手数料として処理し、消費税法上は対価の返還等として取り扱うことができますか。



【国税庁資料より】

A 質問のとおり取扱いの問題ありませんが、振込手数料相当額を対価の返還等として取り扱うことが要件設定やコード表、消費税申告の際に作成する帳票等により、通常の支払手数料と判別できるように明らかにする必要がありますのでご注意ください。

なお、消費税法上、売上値引きとして処理する場合には、対価の返還等の元となった適用税率（判然としない場合には合理的に区分）による必要があります。例えば、軽減税率（8%）対象の課税売上げを対象とした振込手数料相当額の売上値引きには、軽減税率が適用されます。

4 登録日から通知を受けるまでの取扱い

Q 令和5年9月末までに登録申請を行う予定ですが、インボイス制度が開始する10月1日までに登録の通知が来なかった場合、インボイスをどのように発行すればよいですか。

A 登録申請から登録の通知までは、書面申請の場合数カ月を要するようです。通知が

届かない場合であっても、10月1日にさかのぼって登録を受けたものとみなされますが、通知が届くまでの期間はインボイスを発行することはできません。このようなケースでは、事前にインボイスの交付が遅れる旨を取引先に伝え、通知後に発行する。

・通知を受けるまでは暫定的な請求書を交付し、通知後に改めて発行する。

・などの対応が考えられます。

暫定的な請求書を交付する場合、その請求書との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する記載事項（登録番号等）を通知することも可能です。

5 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

Q 一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の要件を満たすのは、どのような場合ですか。

A インボイス制度導入後は、2割特例や簡易課税制度の適用を受ける場合を除き、帳簿及びインボイスの保存が仕入税額控除の要件とされます。

【参考資料】
財務省



国税庁



ただし、インボイスの交付を受けることが困難であるなどの理由により、例えば、次のような取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

・インボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送（タクシー料金は含まれません）

・インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等（ATMを使う）

・振込手続きをした場合のその振込手数料が含まれます

・インボイスの交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限りです）

・従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）。

暑中のご挨拶

暑中お見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症法上の位置付けが5月8日から「5類」に引き下げられました。これを受けて経済活動等もコロナ以前に向けて戻っていきますが、早い回復を促すためにも政府の継続的な支援策が期待されます。

令和5年度税制改正では、10月からスタートするインボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置として、免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の納税額に係る負担軽減措置や課税売上高が1億円以下である事業者に対する事務負担軽減措置などが手当てされました。また、電子帳簿等保存制度について電子取引データを保存要件に従って保存することができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対して新たな猶予措置が令和6年1月から講じられます。

労務関係では、4月1日以降、すべての事業所において月60時間を超える法定時間外労働をさせた場合、その超えた部分については割増賃金率が50%以上の割増賃金を支払うこととなっています。また、賃金の支払方法について労働者の同意を得た上でデジタル払いが可能となりました。デジタル払いを行うためには就業規則の変更などの手続きが必要になりますので実施にあたっては注意が必要です。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶いたします。

土地の評価と実測の要否

相続財産である土地を評価する場合には、台帳の地積ではなく、「実際の地積」を使用することが基本的な考え方とされています。この基本的な考え方は、評価を必要とする全ての土地について、実測を要求しているものかという点、そうではありません。

実務上の取扱いとしては、特に縄延の多い山林等については、立木に関する実地調査の実施、航空写真による地積の測定、その地域における平均的な縄延割合の適用等の方法によって、実際の地積を把握することとし、それらの方法によってもその把握ができないもので、台帳地積によることが他の土地との評価の均衡を著しく失うと認められるものについては、実測を行うこととなります。

KEY WORD ゴルフ会員権の譲渡

ゴルフ会員権は、特定の会社の株主にならなければ、会員となれない会員権とその他の会員権とに区分されますが、これらの会員権を売ったときの所得は、いずれも譲渡所得として給与所得など他の所得と合わせて総合課税の対象となります。

この場合の譲渡所得の計算は、譲渡価額から取得費と譲渡費用を控除し、譲渡益がある場合は、50万円まで特別控除があります。さらに、そのゴルフ会員権の所有期間が5年を超える場合には、特別控除後の譲渡所得の金額に2分の1を乗じて計算します。

なお、ゴルフ会員権の譲渡により生じた損失は、原則として、給与所得など他の所得と損益通算することはできません。

また、ゴルフ会員権の譲渡が営利を目的として継続的に行われている場合の所得区分は、その実態に応じて事業所得または雑所得となります。